令和９年度小学校・義務教育学校　新１年生の保護者の皆様へ

伊豆市教育委員会

就学援助費（新入学準備費）の入学前支給のご案内

市では令和９年度に小学校・義務教育学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で経済的にお困りの保護者の方に新入学準備金の支給をご入学前の２月に行います。

① 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

・令和９年１月１日現在で伊豆市内に居住している方

・期限内に申請書を提出された方

・令和８年度就学援助費の認定基準で、準要保護の基準に該当する方（裏面参照）

② 申請方法・申請時期

「令和８年度就学援助費（新入学準備費）受給申出書」に必要事項をご記入の上、学校教育課まで提出してください。（郵送可）

提出期間（令和８年１２月１日から２５日）

令和８年度就学援助費（新入学準備費）受給申出書は学校教育課又はＨＰにあります。

③ 支給額・支給月等

支 給 額　　６４，３００円（定額）

支給時期　　令和９年　２月（予定）

支給方法　　保護者の口座にお振込みさせていただきます。

④ 注意事項

・今回の就学援助費（新入学準備費）の審査は「令和８年度就学援助制度」の基準で行います。

・入学後、就学援助を受けるためには、４月以降もう一度申請が必要になります。その場合「令和９年度就学援助制度」の審査基準によりますので、審査結果が変わる場合があります。

・今回の入学準備金の支給を受けた方につきましては、「令和９年度就学援助費」の「新入学学用品費等」は対象となりません。

・令和９年１月１日以降に転出されましても、新入学準備金の返還を求めませんが、転出先自治体には本市で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。

お問い合わせ先・提出先

〒４１０－２５９２　伊豆市八幡５００－１（中伊豆支所２階）

伊豆市教育部　学校教育課　TEL　０５５８－８３－５４７０

（裏面）

準要保護の認定基準

次の基準のいずれかに該当する方で、教育委員会で援助が必要と認めた方

ア　保護者が障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で市民税の非課税世帯

保護者が障害者手帳をお持ちの方、未成年の方、夫や妻と死別、離婚をして再婚していない者で市民税（均等割・所得割）が課税されない世帯。

イ　個人事業税、市民税または固定資産税の減免世帯

個人で事業をしている人にかかる税金、市民税、固定資産税が災害等による被害を受け、納める税金が減額されている世帯

ウ　国民年金掛金の減免世帯

前年中の所得が一定基準以下の世帯で、減免されている世帯

エ　国民健康保険税の減免や徴収の猶予世帯

災害、失業等により国民健康保険税を減免されている、徴収を猶予されている世帯

オ　児童扶養手当の受給(児童手当ではありません)

一人親家庭などの児童のために支給される手当を受給している

カ　生活保護の停止または廃止を受けた方

キ　生活福祉資金の貸付を受けている方

社会福祉協議会が低所得者や高齢者、障害者などの生活を経済的に支えるための貸付制度

ク　生活保護受給者と同程度に経済的に困窮していると認められる方

・職業が不安定（１年間に２回以上転職した者、パートをしている者、日雇い又は内職をしている者、無職の者＜育児休業中、病気休業中の者は含まれません＞）

・生活状態が悪いと認められる者（保護者の所得額が生活保護基準の 1.5 倍以内、または 1.3 倍以内の者
家族の状況等を総合的に判断して認定します）